

辺野古新基地建設に伴う調査により明らかになつた大浦湾の軟弱地盤に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年六月二十日

糸數慶子

参議院議長伊達忠一殿

(

(

辺野古新基地建設に伴う調査により明らかになつた大浦湾の軟弱地盤に関する質問主意書

政府は沖縄県民の強い反対の声を無視し、名護市辺野古への米軍新基地建設を强行している。しかし、沖縄防衛局が本年三月に公開した「シュワブ（H25）地質調査（その2）」と「シュワブ（H26）地質調査」の報告書（以下「両報告書」という。）により、大浦湾の海底部に軟弱地盤が広範に拡がつてることが明らかとなつた。両報告書によれば、大浦湾の大型ケーソン設置が計画されている四ヶ所の地点で、地盤の強度を示すN値がゼロという調査結果が確認された。特にB28のポイントでは、水深三十メートルの海底地盤が厚さ四十メートルにわたつてほとんどがN値ゼロであつた。また、B26のポイントでも、N値ゼロの層が多数存在している。

両報告書では、この調査結果について、「C-1～C-3護岸計画箇所付近において、当初想定されていないうな特徴的な地形、地質が確認された」、「特に当該地においては、構造物の安定、地盤の圧密沈下、地盤の液状化の詳細検討を行うことが必須と考える」と結論付けている。海底地盤の地盤改良工事等、計画の大幅変更が不可欠となつてゐる。これについて以下、質問する。

一 政府は二〇一七年十二月十五日に提出した「衆議院議員赤嶺政賢君提出辺野古沿岸域における活断層の

存在の可能性に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質一九五第九一号）の「六について」で、前記の二つの地質調査のほかに、大浦湾においてボーリング調査を実施する地質調査等を五件契約している旨答弁した。この土質調査等の履行期間又は工期は、いずれも本年三月末までであつたが、既に完了しているのか。完了していないのであれば、履行期間又は工期はいつまで延期されたのか、明らかにされたい。

二 前記一の五件の土質調査等におけるボーリング調査で、N値ゼロの地層を含む地点があるという調査結果を含むものは存在するか明らかにされたい。存在する場合には、N値ゼロの地層を含む地点の概要も併せて示されたい。また、当該ボーリング調査のボーリング柱状図を公開するべきでないか。

三 政府は既に、ケーラン護岸（C-1からC-3、係船機能付護岸、隅角部護岸）の実施設計の作成に着手しているか。着手しているのであれば、その委託業務名と工期を明らかにされたい。また、終了した実施設計の委託業務については、その成果物を公開するべきではないか。

四 埋立承認願書の設計概要説明書では、土質条件として、C護岸については沖積層（砂礫）厚を十五メートルから三十一メートル（N値十一）とし、国頭礫層（シルト質礫）は存在しないとされていたが、両報告書に示されたボーリング調査の結果により、当初の土質条件を大幅に変更する必要が生じている。前記

三において、ケーリン護岸の実施設計の作成に着手しているのであれば、その委託業務の受注者に提示した各設計土層の厚さ、N値等の土質条件を明らかにされたい。

五 両報告書は、「構造物の安定、地盤の圧密沈下、地盤の液状化の詳細検討を行うことが必須」と指摘している。両報告書が作成されてからすでに二年以上が経過しているが、同指摘を受けてどのような検討を行つてきたのか、明らかにされたい。

六 両報告書の調査結果を受けて、基礎地盤の地盤改良について検討を開始しているか、明らかにされたい。

右質問する。

O

O